

商品売買契約約款

東洋紡エムシー株式会社

買主および売主である東洋紡エムシー株式会社は、この約款（契約書を含む。以下同じ。）に基づき、日本国の法令を遵守し、この契約（この約款並びに商品の売買基本契約および個別約定をいう。以下同じ。）を履行しなければならない。

（個別約定）

第1条 この契約以外にて定める品名、規格、数量、単価、納期を、商品の個別売買のつど個別約定にて定める。

- ② 個別約定は、売主買主間で売買約定書を取りかわした時、または買主の書面による注文に対して売主がこれを承諾する旨買主に通知した時に成立する。

（引渡および受入検査）

第2条 売主は、約定期限に約定場所で商品を買主に引渡すものとする。

- ② 前項の引渡し後、買主は、遅滞なく商品の受入検査を完了するものとする。
- ③ 買主は、前項に定める受入検査の結果を、商品を受領した日から起算して5営業日以内に売主に書面により通知するものとする。なお、買主が受領した日から起算して5営業日以内に書面による通知を行わない場合は、当該商品は受入検査に合格したものとする。

（代金支払および所有権移転）

第3条 買主は、商品の売買代金を、商品引渡後売主の請求ありしだい、別途両者間で合意した方法で支払うものとする。

- ② 小切手、手形または電子記録債権により支払がなされた場合においては、その小切手、手形または電子記録債権の決済が完了するまでは、代金弁済の効力は生じないものとする。
- ③ 商品の所有権は、引渡の時をもって売主から買主に移転する。

（危険負担）

第4条 商品の滅失、毀損等の危険負担は、引渡の時をもって売主から買主に移転する。

（担保責任）

第5条 売主は、商品の契約条件との相違または引渡前の原因によって生じた商品の品質不良、数量不足、変質その他のこの契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という）につき、商品の引渡後6か月間又は両者間で合意した期間のいずれか短いほ

うの間、その責に任ずるものとする。

- ② 前項において買主からの通知を受けた場合、売主は、自らの選択に従って修補、代替品供給または代金減額を行うものとし、その旨を速やかに買主に通知するものとする。

(製造物責任)

第6条 専ら商品の欠陥（製造物責任法第2条第2項にいう欠陥をいう。以下同じ）に起因して、第三者の生命、身体、財産に対し損害を発生させ、当該第三者から損害賠償の請求（以下「P L 請求」という）があった場合、買主は、売主に対しその旨を直ちに書面で通知するものとし、売主は自己の責任と費用負担にいて当該P L 請求に対応するものとする。

- ② 前項のP L 請求の原因の一部が商品の欠陥である場合は、買主および売主は、その対応および賠償につき誠実な協議によって解決にあたるものとする。

- ③ 前二項において買主は、事前に売主の書面による承諾を得ることなく、独力で当該P L 請求への対応について解決しないものとする。

- ④ 第1項および第2項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合、売主は本条に定める責任を負わないものとする。

1. 売主が買主に当該商品を引き渡した時における科学又は技術に関する知見によっては、当該商品にその欠陥があることを認識することができなかった場合。
2. 当該商品の欠陥が専ら買主の行った設計に関する指示に従ったことにより生じ、かつ、その欠陥が生じたことにつき売主に過失がない場合。

(商品の任意処分)

第7条 買主が引渡期日に商品を引取らないなど個別約定の履行を怠った場合には、売主は、いつにても、その商品を買主の計算において任意に処分のうえ、その売得金をもって買主に対する損害賠償請求権を含む一切の債権の弁済に充当できるものとし、なお不足額あるときは、これを買主に請求することができる。

- ② 前項の場合において、他の個別約定による引渡未済物品があるときは、その引渡期限が到来していないものについても同様とする。

(相 殺)

第8条 売主が買主に対し、他に債務を負担しているときは、この契約上の債権の弁済期の到来すると否とを問わず、その債権と他の債務の対当額につき、相殺することができる。

(遅延損害金)

第9条 買主が売買代金債務の弁済を怠ったときは、売主に対し、支払期日の翌日から年

18.25%の割合による遅延損害金を支払うものとする。

(債務の充当)

第10条 金銭債務の充当は、売主の任意に定めるところによる。

(損害賠償の制限)

第11条 この契約の履行に関し、買主が売主に対して請求することができる損害賠償は、
売主の責めに帰すべき事由によるこの契約の不履行から買主に生じた通常かつ直接
の損害に限るものとし、買主の得べかりし転売利益、逸失利益および買主が転売先に
負う債務の補償を含まない。売主の損害賠償責任は、債務不履行、契約不適合責任、
製造物責任、不当利得、不法行為その他請求の原因の如何にかかわらず、損害賠償責
任の対象となっている個別約定の売買代金相当額を限度とする。

(保証の制限)

第12条 売主は、この契約に明示的に記載されたものを除き、商品に関して、明示また
は黙示を問わず、いかなる保証（商品性および特定目的適合性についての保証を含む
がこれに限られない）も行わない。

(用途への不保証)

第13条 買主は、商品の使用にあたり、商品の特性および性能を理解した上で、自己の
顧客の用途、使用目的、加工条件に適用するかどうか十分に検討するものとする。

- ② 売主が商品を一般工業製品用途として設計・開発したという事実を鑑みて、買主は、
人体に残留する用途に本商品を使用しないものとする。
- ③ 前項以外で買主が商品を製品安全における危険性が高いと用途に使用する場合は、
事前に売主に書面で通知するものとする。なお、本項における製品安全における危険
性が高い用途とは、次の各号のいずれかに該当するものをいう。
 - 1. 薬機法、食品衛生法の適用を受ける製品への用途
 - 2. 軍事用途
 - 3. 商品に欠陥があった場合に、生命および身体に危害を及ぼすおそれの強い製品へ
の用途
 - 4. 多大な物的損害を発生させるおそれの強い製品への用途
- ④ 商品の用途に関して、売主が不知である場合のみならず、その他いかなる場合（商品
の用途に関して、売主があらかじめ確認をしていることまたは売主が事前に連絡や相

談を受けていることを含む)であっても、売主が当該用途について何らかの保証を与えたものとは解されないものとする。

(期限の利益の喪失)

第14条 次の各号の一に該当する場合は、買主は、買主と売主との間のすべての個別約定につき期限の利益を失い、債務の全額を直ちに現金で弁済しなければならない。

1. 買主が売主に対し負担する売買代金その他の債務の履行を怠るなど、この契約または個別約定に違反したとき
2. 買主が他の債務のため、強制執行、執行保全処分、租税滞納処分を受け、もしくは、破産、民事再生、会社更生、競売手続開始の申立などがあつたとき、または解散したとき
3. 買主が不渡処分を受けるなど支払停止状態に至ったとき
4. その他買主の財産状態が悪化するなど買主の債務の履行を困難とする相当な事実を売主が認めたとき

(即時解除など)

第15条 前条各号の一に該当する事実が発生したときは、売主は、催告および自己の債務の履行の提供をしないで、直ちに個別約定の全部または一部を解除し、または解除せずに買主に対し、売主の被った損害の賠償を請求し、かつ売主の権利を保全するため、すでに買主に引渡した商品について占有移転の請求をすることができる。

- ② 前項により占有移転の請求がなされたときは、買主は、売主の指示に従い、商品を売主の指定する場所において、売主または売主の指定した者に引渡さなければならない。

(不可抗力免責)

第16条 天災地変、戦争、暴動、内乱、法令等の制定改廃、公権力による命令処分、行政指導、ストライキ・ロックアウトその他の争議行為、輸送機関・生産設備・保管設備の事故または故障、石油・電力・原材料等の不足、疫病、その他当事者の責めに帰することができない事由により、個別約定の履行（金銭債務の履行は除く）の遅延または不能を生じた場合には、双方その責に任じない。

- ② 前項の場合において、当該個別約定は、不能となった部分については消滅するものとする。ただし、買主と売主が協議のうえ別段の措置をとることを妨げない。

(反社会的勢力の排除)

第17条 買主および売主は、現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5

年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下これらを「暴力団員等」という）に該当しないこと、および次の各号のいずれか一にも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを表明し、保証する。

1. 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
 2. 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
 3. 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
 4. 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
 5. 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること
- ② 買主および売主は、自らまたは第三者を利用して次の各号のいずれか一にでも該当する行為を行ってはならない。
1. 暴力的な要求行為
 2. 法的な責任を超えた不当な要求行為
 3. 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
 4. 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて相手方の信用を毀損し、または相手方の業務を妨害する行為
 5. その他前各号に準ずる行為
- ③ 買主および売主は、相手方が前二項のいずれか一にでも違反した場合は、相手方の期限の利益を喪失させ、また通知または催告等何らの手続きを要しないで直ちにこの契約を解除することができるものとする。
- ④ 前項に基づく解除により解除した当事者は、解除された当事者が被った損害につき、一切の義務および責任を負わないものとする。
- ⑤ 第三項による解除の場合、解除をした当事者は、解除された当事者に対し、当該解除により被った損害について、その賠償を請求することができる。

（輸出管理）

第18条 買主は、商品および商品を加工した製品を輸出するにあたり、外国為替及び外国貿易法およびこれに付随する政省令ならびに米国の輸出管理法令その他当該輸出に

関係する諸外国の輸出管理関係法令を遵守するものとする。

(合意管轄)

第19条 この契約から生ずる権利義務に関する訴訟については、大阪地方裁判所をもって第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

(担保)

第20条 買主は、買主と売主が協議の結果必要と認められた場合は、売主に対し、担保を提供するものとする。

(連帯保証人)

第21条 買主は、買主と売主が協議の結果必要と認められた場合は、売主に対し、連帯保証人をたて、別途連帯保証契約を締結するものとする。

(疑義)

第22条 この契約に定めのない事項、および疑義を生じた事項については、買主と売主が誠意をもって協議のうえ定める。

以上

改定：2025年10月2日